

# 里だより ~239号~ 平成28年6月発行



介護老人保健施設 ゆうきの里

玉名市上小田1063番地 TEL0968-74-0666

## 【介護保険負担限度額認定証の見直しについて】

介護保険 3 施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得者の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

平成28年8月から「自宅で暮らす方」や「保険料を負担する方」との公平性を更に高めるため、食費・部屋代の負担軽減措置の利用負担段階の判定の見直しが行なわれます。

### ☆見直しの内容☆

厚生労働省「食費・部屋代の負担軽減の見直しについて」のリーフレットより引用

食費・部屋代の利用者負担段階の判定に用いる収入について

《現在》

課税年金(老齢年金など)の収入のみが対象。

《平成28年8月から》

非課税年金(遺族年金と障害年金)の収入も含めて判定。



これにより、現在利用者負担段階が第2段階である方のうち、

非課税年金を一定額受給されている場合には、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。



負担限度額認定証の更新の案内が、各市町村からご家庭に郵送されますので手続きをお願いします。申請手続きを必ず済ませてください。負担軽減の助成を受けることができなくなります。

※詳しくは各市町村介護保険窓口にお尋ね下さい。

### 居住費・食費に関する負担限度額(1日当たり)

	食費	居住費(滞在費)	
		多床室	個室
第1段階	300円	0円	490円
第2段階	390円	370円	490円
第3段階	650円	370円	1310円
第4段階	—	—	—

